

# ひたちなか市地域防災計画

(総則, 風水害等対策計画編, 地震災害対策計画編, 津波災害対策計画編)

## 平成27年度修正内容 新旧対照表

市民生活部 生活安全課



# 目次(改訂概要)



前回策定した平成25年8月以降に行われた法改正等を踏まえ、小規模の改訂を行います。

区分	個別計画名称	改訂概要	新旧表ページ	本文ページ
総 則	ひたちなか市の概況	人口及び面積等の基本情報	P1	P4～5
	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	ひ・東広域事務組合及びFMぱるるんを追加	P2～3	P7～13
風水害	防災教育・保育計画	市の組織改編を反映	P4	P25～26
	要配慮者(避難行動要支援者)支援計画	災害対策基本法改正を踏まえ、災害時要援護者を要配慮者・避難行動要支援者へ変更	P5～6	P48～50
	組織計画	防災会議室の設置及び各本部構成員の整理	P7～9	P54～61
	交通対策計画	災害対策基本法改正を踏まえ、道路管理者による支障車両の撤去を追加	P10～11	P79～80
	避難計画	L-アラートの導入を反映	P12～13	P83～88
	食糧供給計画	応援協定の締結状況更新	P14～16	P89～91
	要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画	災害対策基本法改正を踏まえ、災害時要援護者を要配慮者・避難行動要支援者へ変更	P17～19	P96～98
地 震	自衛隊に対する災害派遣要請計画	新たな災害用応急ヘリコプターの離着陸場を追加	P20	P122～125
	災害情報の収集・伝達計画	警察署統合、津波監視システムの導入	P21～22	P204～209
	要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画	災害対策基本法改正を踏まえ、災害時要援護者を要配慮者・避難行動要支援者へ変更	P23～24	P230～232
津 波	災害発生直前対策計画	津波監視システムの導入を反映	P25～27	P259～262

※名称変更等の語句整理については、該当する節において本文の修正がある場合を除き、新旧対照表への掲載を省略しています。例:災害時要援護者 → 要配慮者・避難行動要支援者(156箇所), ひたちなか警察署(9箇所)等

修正前	修正後	備考								
<p><u>総則</u></p> <p>第2節 ひたちなか市の概況</p> <p>1 地形</p> <p>ひたちなか市は、東京から約 110 キロメートルの距離にあり、中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13 キロメートル、南北約 11 キロメートルで <u>99.07</u> 平方キロメートルの面積を有している。</p> <p>(略)</p> <p>3 気候</p> <p>気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、台風などによる自然災害も少なく、年間平均気温は 14 度、最高気温は 36 度前後、最低気温はマイナス 10 度を下回ることはない。降水量は月平均で 100 ミリメートルを超え、降雪は数えるほどである。</p> <p>最近 5 年間の平均気候 (平成 20 年～平成 24 年)</p> <table border="1" data-bbox="163 914 763 995"> <tr> <td>気温</td> <td><u>14.3℃</u></td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td><u>1,381mm</u></td> </tr> </table> <p>資料 1-2 ひたちなか市の気象概要</p> <p>4 人口</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日現在の人口は <u>157,153</u> 人(常住人口)で、水戸市、つくば市、日立市に続く茨城県下 4 番目の規模の都市であり、<u>人で平成 6 年の合併時の 147,000 人から、微増で推移している。今後、ひたちなか地区開発等による社会増が見込まれている。</u></p> <p>人口構成比率では、平成 15 年と平成 24 年で比較して、年少人口(0 歳～14 歳)では、<u>1.6%</u>の減に対し、老年人口(65 歳以上)では、<u>6%</u>増加しており、少子高齢化が進行している状況にある。</p> <p>(略)</p>	気温	<u>14.3℃</u>	降水量	<u>1,381mm</u>	<p><u>総則</u></p> <p>第2節 ひたちなか市の概況</p> <p>1 地形</p> <p>ひたちなか市は、東京から約 110 キロメートルの距離にあり、中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13 キロメートル、南北約 11 キロメートルで <u>99.94</u> 平方キロメートルの面積を有している。</p> <p>(略)</p> <p>3 気候</p> <p>気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、台風などによる自然災害も少なく、年間平均気温は 14 度、最高気温は 36 度前後、最低気温はマイナス 10 度を下回ることはない。降水量は月平均で 100 ミリメートルを超え、降雪は数えるほどである。</p> <p>最近 5 年間の平均気候 (平成 22 年～平成 26 年)</p> <table border="1" data-bbox="1151 914 1751 995"> <tr> <td>気温</td> <td><u>14.4℃</u></td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td><u>1,407mm</u></td> </tr> </table> <p>資料 1-2 ひたちなか市の気象概要</p> <p>4 人口</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日現在の人口は <u>156,539</u> 人(常住人口)で、水戸市、つくば市、日立市に続く茨城県下 4 番目の規模の都市である。</p> <p>人口構成比率では、平成 18 年と平成 27 年の 4 月を比較すると、年少人口(0 歳～14 歳)では、<u>1.8%</u>の減に対し、老年人口(65 歳以上)では、<u>6.3%</u>増加しており、少子高齢化が進行している状況にある。</p> <p>(略)</p>	気温	<u>14.4℃</u>	降水量	<u>1,407mm</u>	<p>P 4</p> <p>P 5</p>
気温	<u>14.3℃</u>									
降水量	<u>1,381mm</u>									
気温	<u>14.4℃</u>									
降水量	<u>1,407mm</u>									

修正前	修正後	備考																
<p>第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市，県，市の地域を管轄する指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は，おおむね次の事務又は業務を処理する。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市，県，市の地域を管轄する指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は，おおむね次の事務又は業務を処理する。</p> <p>(略)</p> <p>3 ひたちなか・東海広域事務組合</p> <table border="1" data-bbox="1093 485 2029 794"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>防災のための調査研究，災害予防，警戒及び防御に関すること</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>消防施設及び資機材の整備に関すること（消防水利に関するものを除く）</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>災害時における消防，救助及び救急業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>災害時におけるごみ処理に関すること</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>災害時における火葬に関すること</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>災害時における下水施設の復旧に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	事務又は業務の大綱		(1)	防災のための調査研究，災害予防，警戒及び防御に関すること	(2)	消防施設及び資機材の整備に関すること（消防水利に関するものを除く）	(3)	災害時における消防，救助及び救急業務に関すること。	(4)	災害時におけるごみ処理に関すること	(5)	災害時における火葬に関すること	(6)	災害時における下水施設の復旧に関すること	<p>P7</p> <p>P8</p> <p>P13</p>		
事務又は業務の大綱																		
(1)	防災のための調査研究，災害予防，警戒及び防御に関すること																	
(2)	消防施設及び資機材の整備に関すること（消防水利に関するものを除く）																	
(3)	災害時における消防，救助及び救急業務に関すること。																	
(4)	災害時におけるごみ処理に関すること																	
(5)	災害時における火葬に関すること																	
(6)	災害時における下水施設の復旧に関すること																	
<p>7 公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者</p> <table border="1" data-bbox="96 951 1050 1316"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)ひたちなか市医師会</td> <td rowspan="3">(1) 災害時における緊急医療活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>(福)ひたちなか市社会福祉協議会</td> <td>(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。 (3) 福祉避難所に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(社)ひたちなか市医師会	(1) 災害時における緊急医療活動に関すること。	ひたちなか市歯科医師会	ひたちなか薬剤師会	(福)ひたちなか市社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。 (3) 福祉避難所に関すること。	<p>7 公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者</p> <table border="1" data-bbox="1084 951 2038 1316"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社)ひたちなか市医師会</td> <td rowspan="3">(1) 災害時における緊急医療活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市歯科医師会</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか薬剤師会</td> </tr> <tr> <td>(福)ひたちなか市社会福祉協議会</td> <td>(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。 (3) 福祉避難所に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(社)ひたちなか市医師会	(1) 災害時における緊急医療活動に関すること。	ひたちなか市歯科医師会	ひたちなか薬剤師会	(福)ひたちなか市社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。 (3) 福祉避難所に関すること。	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
(社)ひたちなか市医師会	(1) 災害時における緊急医療活動に関すること。																	
ひたちなか市歯科医師会																		
ひたちなか薬剤師会																		
(福)ひたちなか市社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。 (3) 福祉避難所に関すること。																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
(社)ひたちなか市医師会	(1) 災害時における緊急医療活動に関すること。																	
ひたちなか市歯科医師会																		
ひたちなか薬剤師会																		
(福)ひたちなか市社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付けに関すること。 (3) 福祉避難所に関すること。																	

修正前		修正後		備考
ひたちなか農業協同組合	(1) 災害時における被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物等被害に係る応急対策の指導に関すること。 (3) 農業生産資材、農家生活資材及び非常食糧の確保、あっせんに関すること。 (4) 農作物の採取及び出荷の制限に関すること。	常陸農業協同組合	(1) 災害時における被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物等被害に係る応急対策の指導に関すること。 (3) 農業生産資材、農家生活資材及び非常食糧の確保、あっせんに関すること。 (4) 農作物の採取及び出荷の制限に関すること。	
那珂湊漁業協同組合	(1) 海上における緊急輸送協力に関すること。 (2) 水産物の採取及び出荷の制限に関すること。	那珂湊漁業協同組合	(1) 海上における緊急輸送協力に関すること。 (2) 水産物の採取及び出荷の制限に関すること。	
磯崎漁業協同組合	(3) 被害調査に関すること。	磯崎漁業協同組合	(3) 被害調査に関すること。	
ひたちなか商工会議所	(1) 商工業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 救援物資及び災害復旧用資機材の確保の協力に関すること。 (3) 被災商工業者の相談及び指導に関すること。	ひたちなか商工会議所	(1) 商工業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 救援物資及び災害復旧用資機材の確保の協力に関すること。 (3) 被災商工業者の相談及び指導に関すること。	
		(株)水戸コミュニティ放送	(1) 災害応急対策等の周知に関すること。 (2) 災害時における放送要請への協力に関すること。	

修正前	修正後	備考
<p><b>風水害等対策計画編</b></p> <p>第2章 災害予防計画 第5節 防災教育・保育計画</p> <p>この計画は、保育所、幼稚園、小・中学校等及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）において、施設を災害から予防するとともに、災害が発生した場合に、幼児及び児童生徒並びに教職員等の安全の確保と迅速な対応を図る方策について定める。</p> <p>1 防災教育の実施 （1）学校等は、幼児及び児童生徒等の安全を図るため、予防対策や避難、応急対策を盛り込んだ防災計画を作成し、防災教育を適切に行う。 （2）福祉部及び教育委員会は、関係職員の災害及び防災に関する知識を習熟させるため、防災対策資料の作成、配付及び研修等を実施する。 （3）市教育委員会は、<u>公民館等における社会教育活動並びに社会教育関係団体の諸活動</u>を通じ、防災思想の普及を図る。</p> <p>(略)</p>	<p><b>風水害等対策計画編</b></p> <p>第2章 災害予防計画 第5節 防災教育・保育計画</p> <p>この計画は、保育所、幼稚園、小・中学校等及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）において、施設を災害から予防するとともに、災害が発生した場合に、幼児及び児童生徒並びに教職員等の安全の確保と迅速な対応を図る方策について定める。</p> <p>1 防災教育の実施 （1）学校等は、幼児及び児童生徒等の安全を図るため、予防対策や避難、応急対策を盛り込んだ防災計画を作成し、防災教育を適切に行う。 （2）福祉部及び教育委員会は、関係職員の災害及び防災に関する知識を習熟させるため、防災対策資料の作成、配付及び研修等を実施する。 （3）<u>市民生活部及び市教育委員会は、生涯学習活動及び社会教育活動</u>、関係団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>P25</p>

修正前	修正後	備考
<p data-bbox="91 177 517 204">第17節 <u>災害時要援護者</u>支援計画</p> <p data-bbox="91 253 1055 360">この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語で災害情報が理解できにくい外国人等（以下「<u>災害時要援護者</u>」）に対する災害時における支援体制や安全を確保する方策について定める。</p> <p data-bbox="91 410 595 437">1 <u>在宅災害時要援護者</u>の支援体制の確保</p> <p data-bbox="91 448 1055 671">市は、福祉部局等で把握している情報をもとに<u>災害時要援護者</u>対象者へ災害時における<u>要援護者</u>として登録希望の有無を郵送、面談等により確認し、希望者を<u>災害時要援護者</u>として登録する。なお、登録には<u>災害時要援護者</u>名簿に①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他連絡先、⑥家族構成、⑦避難支援等を必要とする事由、⑧かかりつけ医療機関等の情報を記載、記録する。</p> <p data-bbox="91 879 1055 1023">登録者については自治会、自主防災会が、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別支援プランを作成し、災害時における支援体制を整える。なお、登録を希望せず、情報の詳細が未確定な場合でも、民生委員・児童委員等が安否確認を行うなど地域で見守る体制づくりを促進する。</p> <p data-bbox="91 1070 685 1098">(1) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備</p> <p data-bbox="91 1109 1055 1216">市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。</p> <p data-bbox="91 1230 394 1257">(2) 相互協力体制の整備</p> <p data-bbox="91 1268 1055 1332">市は、<u>自主防災組織等</u>との連携により、<u>災害時要援護者</u>安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <p data-bbox="91 1347 1055 1449">市は、<u>災害時要援護者</u>が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関、福祉関係者と協力して、避難支援体制の整備に努める。また、<u>自治会等</u>が実施した<u>災害時要援護者</u>の安否確認などの情報について</p>	<p data-bbox="1077 177 1688 204">第17節 <u>要配慮者（避難行動要支援者）</u>支援計画</p> <p data-bbox="1077 253 2040 360">この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語で災害情報が理解できにくい外国人等（以下「<u>要配慮者</u>」）に対する、災害時における支援体制や安全を確保する方策について定める。</p> <p data-bbox="1077 410 1554 437">1 <u>避難行動要支援者</u>の支援体制の確保</p> <p data-bbox="1077 448 2040 635">市は、<u>要配慮者</u>のうち自力で避難ができない者及び避難に時間を要する者等で、<u>支援する家族がいない、または家族の支援だけでは迅速な避難が困難であって支援を必要とする者</u>（以下「<u>避難行動要支援者</u>」）を対象として、福祉部局等で把握している情報をもとに、災害時における要支援者として登録希望の有無を郵送・面談等により確認したうえで、希望者を避難行動要支援者名簿に登録する。</p> <p data-bbox="1077 646 2040 869"><u>避難行動要支援者</u>名簿には①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他連絡先、⑥家族構成、⑦避難支援等を必要とする事由、⑧かかりつけ医療機関、⑨情報の外部提供に関する同意等の情報を記載、記録するが、<u>避難行動要支援者の状況は転出入や出生、死亡、障害の発現等により絶えず変化するものであることから、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう随時更新を行う。</u></p> <p data-bbox="1077 879 2040 1023">登録者については自治会、自主防災会等（以下、「<u>地域支援者</u>」）が、民生委員・児童委員等の協力を得ながら個別支援プランを作成し、災害時における支援体制を整える。なお、登録を希望せず、情報の詳細が未確定な場合でも、民生委員・児童委員等が安否確認を行うなど地域で見守る体制づくりを促進する。</p> <p data-bbox="1077 1070 1671 1098">(1) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備</p> <p data-bbox="1077 1109 2040 1216">市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。</p> <p data-bbox="1077 1230 1379 1257">(2) 相互協力体制の整備</p> <p data-bbox="1077 1268 2040 1332">市は、<u>地域支援者</u>との連携により、<u>避難行動要支援者</u>の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。</p> <p data-bbox="1077 1347 2040 1449">市は、<u>避難行動要支援者</u>が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関、福祉関係者と協力して、避難支援体制の整備に努める。また、<u>地域支援者等</u>が実施した<u>避難行動要支援者</u>の安否確認などの情報</p>	<p data-bbox="2069 177 2130 204">P48</p>

修正前	修正後	備考
<p>は、市民生活部職員がその情報収集に当たる。</p> <p>(3) 防災知識の普及・啓発・防災訓練の実施</p> <p>市は、<u>自主防災組織</u>、民生委員・児童委員などの協力により<u>災害時要援護者</u>やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>2 <u>福祉施設等における災害時要援護者の安全の確保</u></p> <p>(1) 防災施設体制の整備</p> <p>施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。市は、<u>災害時要援護者施設</u>における防災組織の協力体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図るよう努める。</p> <p>(2) 緊急応援連絡体制の整備</p> <p>施設管理者は、災害時における通信手段の確保を図るとともに、他の<u>災害時要援護者施設</u>との相互応援協力体制及び自主防災組織、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。</p> <p>市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と自主防災組織、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。</p> <p>(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄</p> <p>施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄につとめる。市は、<u>災害時要援護者の避難所</u>ともなる<u>災害時要援護者関連施設</u>(福祉避難所等)に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>については、市民生活部職員がその情報収集に当たる。</p> <p>(3) 防災知識の普及・啓発・防災訓練の実施</p> <p>市は、<u>地域支援者</u>、民生委員・児童委員などの協力により<u>避難行動要支援者</u>やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>(4) <u>避難行動要支援者名簿の適正管理</u></p> <p>市は、<u>地域支援者及び防災関係機関等の避難行動要支援者名簿の提供先</u>に対し、<u>災害対策基本法第49条の13の規定により守秘義務が課せられていることを説明し、目的外利用等の不適切な取扱いが行われないよう適切な措置を講ずる。</u></p> <p>2 <u>社会福祉施設等における要配慮者の安全の確保</u></p> <p>(1) 防災施設体制の整備</p> <p>施設管理者は、災害時に備えあらかじめ<u>自主防災組織</u>を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。市は、<u>社会福祉施設</u>における<u>自主防災組織</u>の協力体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図るよう努める。</p> <p>(2) 緊急応援連絡体制の整備</p> <p>施設管理者は、災害時における通信手段の確保を図るとともに、他の<u>社会福祉施設</u>との相互応援協力体制及び自主防災組織、ボランティア組織等との連携等、<u>施設入所者等の安全確保</u>についての協力体制を整備する。</p> <p>市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と自主防災組織、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。</p> <p>(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄</p> <p>施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄につとめる。市は、<u>要配慮者の避難所</u>ともなる福祉避難所等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>P 49</p>



修正前	修正後	備考																				
<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画</p> <p>この計画は、市域における災害の未然防止と、災害が発生した場合において、市が災害応急対策を的確に行うための組織体制について定める。</p> <p>(略)</p> <p>3 ひたちなか市災害対策本部 災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法、ひたちなか災害対策本部条例(平成6年条例第18号)及びひたちなか市災害対策本部規程(平成6年訓令第4号)に基づき、市長が設置する組織である。</p> <p>(1) 構成 本部の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="107 758 1048 1380"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長，水道事業管理者，教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>市民生活部長，企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，広域消防次長</td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td>各部の副部長，税務事務所長，福祉事務所長，区画整理事業所長，参事，技正，水道事業所長，出納課長，次長，農業委員会事務局長，監査委員事務局長， ※本部付の参事・技正は，課長兼務を除く。ただし，本部付職員がいない部等にあつては幹事課長とする。 ※本部長及び本部員の指示の下，会議に参加するものとする。</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td>市民生活部生活安全課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	本部長	市長	副本部長	副市長，水道事業管理者，教育長	本部員	市民生活部長，企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，広域消防次長	本部付	各部の副部長，税務事務所長，福祉事務所長，区画整理事業所長，参事，技正，水道事業所長，出納課長，次長，農業委員会事務局長，監査委員事務局長， ※本部付の参事・技正は，課長兼務を除く。ただし，本部付職員がいない部等にあつては幹事課長とする。 ※本部長及び本部員の指示の下，会議に参加するものとする。	本部事務局	市民生活部生活安全課	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 組織計画</p> <p>この計画は、市域における災害の未然防止と、災害が発生した場合において、市が災害応急対策を的確に行うための組織体制について定める。</p> <p>(略)</p> <p>3 ひたちなか市災害対策本部 災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法、ひたちなか災害対策本部条例(平成6年条例第18号)及びひたちなか市災害対策本部規程(平成6年訓令第4号)に基づき、市長が設置する組織である。</p> <p>(1) 構成 本部の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 758 2033 1380"> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長，水道事業管理者，教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>市民生活部長，企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，<u>広域事務組合消防次長</u></td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td>各部の副部長，税務事務所長，福祉事務所長，区画整理事業所長，参事 <u>(外部出向者を除く)</u>，技正，水道事業所長，出納課長，<u>議会事務局次長</u>，農業委員会事務局長，監査委員事務局長，<u>広域事務組合笹野消防置副参事</u> ※本部付の参事・技正は，課長兼務を除く。ただし，本部付職員がいない部等にあつては幹事課長とする。 ※本部長及び本部員の指示の下，会議に参加するものとする。</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td>市民生活部生活安全課</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	本部長	市長	副本部長	副市長，水道事業管理者，教育長	本部員	市民生活部長，企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長， <u>広域事務組合消防次長</u>	本部付	各部の副部長，税務事務所長，福祉事務所長，区画整理事業所長，参事 <u>(外部出向者を除く)</u> ，技正，水道事業所長，出納課長， <u>議会事務局次長</u> ，農業委員会事務局長，監査委員事務局長， <u>広域事務組合笹野消防置副参事</u> ※本部付の参事・技正は，課長兼務を除く。ただし，本部付職員がいない部等にあつては幹事課長とする。 ※本部長及び本部員の指示の下，会議に参加するものとする。	本部事務局	市民生活部生活安全課	<p>P54</p> <p>P55</p>
本部長	市長																					
副本部長	副市長，水道事業管理者，教育長																					
本部員	市民生活部長，企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，広域消防次長																					
本部付	各部の副部長，税務事務所長，福祉事務所長，区画整理事業所長，参事，技正，水道事業所長，出納課長，次長，農業委員会事務局長，監査委員事務局長， ※本部付の参事・技正は，課長兼務を除く。ただし，本部付職員がいない部等にあつては幹事課長とする。 ※本部長及び本部員の指示の下，会議に参加するものとする。																					
本部事務局	市民生活部生活安全課																					
本部長	市長																					
副本部長	副市長，水道事業管理者，教育長																					
本部員	市民生活部長，企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長， <u>広域事務組合消防次長</u>																					
本部付	各部の副部長，税務事務所長，福祉事務所長，区画整理事業所長，参事 <u>(外部出向者を除く)</u> ，技正，水道事業所長，出納課長， <u>議会事務局次長</u> ，農業委員会事務局長，監査委員事務局長， <u>広域事務組合笹野消防置副参事</u> ※本部付の参事・技正は，課長兼務を除く。ただし，本部付職員がいない部等にあつては幹事課長とする。 ※本部長及び本部員の指示の下，会議に参加するものとする。																					
本部事務局	市民生活部生活安全課																					

修正前	修正後	備考																								
<p>(6) 設置場所 ア 本部は、<u>本庁舎応接室</u>に本部事務室を設置する。ただし、その場所に設置が困難な場合は、市長が指定する場所に置く。 イ 市役所が被災して本部としての機能を果たせないときは、<u>広域消防本部庁舎</u>に設置する。</p> <p>(略)</p> <p>4 ひたちなか市警戒体制本部 警戒体制本部は、副市長が設置する組織である。災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。</p> <p>(1) 構成 警戒体制本部の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="91 718 1032 1066"> <tr> <td>本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>水道事業管理者，教育長，市民生活部長（本部事務局長）</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，広域消防次長</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td><u>市民生活部</u> <u>生活安全課</u></td> </tr> </table> <p>(2) 警戒体制本部設置基準 ひたちなか市警戒体制本部は、次の場合において副市長がその必要を認めるときに設置する。</p> <table border="1" data-bbox="91 1222 1032 1444"> <tr> <td>地震災害</td> <td>ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき イ 茨城県に津波警報が発表され、災害が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>風水害</td> <td>ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</td> </tr> </table>	本部長	副市長	副本部長	水道事業管理者，教育長，市民生活部長（本部事務局長）	本部員	企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，広域消防次長	本部事務局	<u>市民生活部</u> <u>生活安全課</u>	地震災害	ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき イ 茨城県に津波警報が発表され、災害が発生したとき	風水害	ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	<p>(6) 設置場所 ア 本部は、<u>第3分庁舎防災会議室</u>に本部事務室を設置する。ただし、その場所に設置が困難な場合は、市長が指定する場所に置く。 イ 市役所が被災して本部としての機能を果たせないときは、<u>広域事務組合消防本部庁舎</u>に設置する。</p> <p>(略)</p> <p>4 ひたちなか市警戒体制本部 警戒体制本部は、副市長が設置する組織である。災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合される。</p> <p>(1) 構成 警戒体制本部の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 718 2018 1066"> <tr> <td>本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>水道事業管理者，教育長，市民生活部長（本部事務局長）</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，<u>広域事務組合消防次長</u></td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td><u>市民生活部生活安全課</u></td> </tr> </table> <p>(2) 警戒体制本部設置基準 ひたちなか市警戒体制本部は、次の場合において副市長がその必要を認めるときに設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1077 1222 2018 1444"> <tr> <td>地震災害</td> <td>ア <u>市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</u> イ <u>茨城県に津波警報が発表され、災害が発生したとき。</u></td> </tr> <tr> <td>風水害</td> <td>ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</td> </tr> </table>	本部長	副市長	副本部長	水道事業管理者，教育長，市民生活部長（本部事務局長）	本部員	企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長， <u>広域事務組合消防次長</u>	本部事務局	<u>市民生活部生活安全課</u>	地震災害	ア <u>市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</u> イ <u>茨城県に津波警報が発表され、災害が発生したとき。</u>	風水害	ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	<p>P56</p> <p>P57</p> <p>P58</p>
本部長	副市長																									
副本部長	水道事業管理者，教育長，市民生活部長（本部事務局長）																									
本部員	企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長，広域消防次長																									
本部事務局	<u>市民生活部</u> <u>生活安全課</u>																									
地震災害	ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき イ 茨城県に津波警報が発表され、災害が発生したとき																									
風水害	ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき																									
本部長	副市長																									
副本部長	水道事業管理者，教育長，市民生活部長（本部事務局長）																									
本部員	企画部長，総務部長，福祉部長，経済部長，建設部長，都市整備部長，会計管理者，議会事務局長，教育次長， <u>広域事務組合消防次長</u>																									
本部事務局	<u>市民生活部生活安全課</u>																									
地震災害	ア <u>市域に震度5強以上の地震が発生したとき。</u> イ <u>茨城県に津波警報が発表され、災害が発生したとき。</u>																									
風水害	ア 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 油流出等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。																									

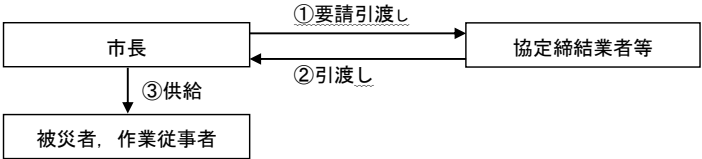
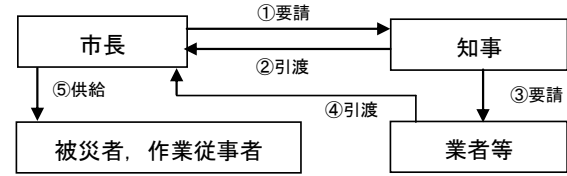
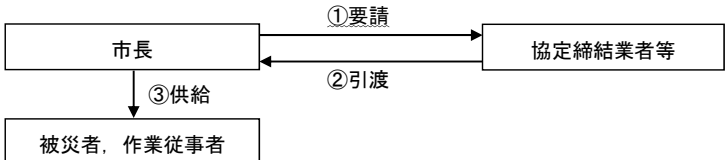
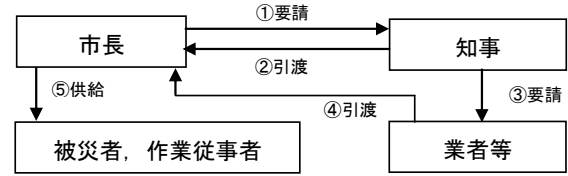
修正前		修正後		備考			
共 通	ア 災害対策本部を設置する必要がないと認められる規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 副市長が特に必要と認めたとき。	共 通	ア 災害対策本部を設置する必要がないと認められる規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 副市長が特に必要と認めたとき。	P59			
<p>(略)</p> <p>(5) 警戒体制本部の設置場所 ア 警戒体制本部は、<u>本庁舎応接室</u>に本部事務室を設置する。ただし、その場所に設置が困難な場合は、副市長が指定する場所に置く。</p> <p>(略)</p> <p>5 ひたちなか市災害対策連絡会議 (1) 構成 ひたちなか市災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>災害対策連絡会議構成員</td> <td>副市長，市民生活部長，総務部長，建設部長，都市整備部長，広域消防次長，事務局（市民生活部副部長，生活安全課）</td> </tr> </table> <p>(略)</p>		災害対策連絡会議構成員	副市長，市民生活部長，総務部長，建設部長，都市整備部長，広域消防次長，事務局（市民生活部副部長，生活安全課）		<p>※<u>アンダーライン時には、警戒体制本部は自動的に設置され、警戒体制本部構成員は、招集命令を待つことなく、自主的に参集する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 警戒体制本部の設置場所 警戒体制本部は、<u>第3分庁舎防災会議室</u>に本部事務室を設置する。ただし、その場所に警戒体制本部の設置が困難な場合は、副市長が指定する場所に置く。</p> <p>(略)</p> <p>5 ひたちなか市災害対策連絡会議 (1) 構成 ひたちなか市災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の構成は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>災害対策連絡会議構成員</td> <td>副市長，市民生活部長，総務部長，建設部長，都市整備部長※，<u>広域事務組合消防次長</u>，事務局（市民生活部副部長，生活安全課）</td> </tr> </table> <p>※<u>都市整備部長は、大雨、土砂災害に関する事のみ</u></p> <p>(略)</p>		災害対策連絡会議構成員
災害対策連絡会議構成員	副市長，市民生活部長，総務部長，建設部長，都市整備部長，広域消防次長，事務局（市民生活部副部長，生活安全課）						
災害対策連絡会議構成員	副市長，市民生活部長，総務部長，建設部長，都市整備部長※， <u>広域事務組合消防次長</u> ，事務局（市民生活部副部長，生活安全課）						

修正前	修正後	備考
<p>第8節 交通対策計画</p> <p>この計画は、災害時における道路上の危険を防止し、施設構造の保全と交通の安全及び円滑化を図るための交通規制と緊急時における措置の方策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>2 発見者の通報</p> <p>災害時に道路施設の被害等により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。 連絡を受けた市長又は警察官は、相互に連絡を図るものとし、あわせて道路管理者等に速やかに通知する。</p> <p>★ 道路情報連絡系統図</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 交通対策計画</p> <p>この計画は、災害時における道路上の危険を防止し、施設構造の保全と交通の安全及び円滑化を図るための交通規制と緊急時における措置の方策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>2 発見者の通報</p> <p>災害時に道路施設の被害等により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。 連絡を受けた市長又は警察官は、相互に連絡を図るものとし、あわせて道路管理者等に速やかに通知する。</p> <p>★ 道路情報連絡系統図</p> <p>(略)</p>	<p>P79</p>

修正前	修正後	備考
<p>4 緊急時の措置</p> <p>道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の通行止め等の規制を行う。</p> <p>なお、市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したが、その管理者が規制する暇がないときは、市長は、直ちに警察官に連絡して道路交通法に基づく規制を実施するとともに、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。</p> <p>(様式第31号 遺体処理台帳)</p>	<p>4 緊急時の措置</p> <p>道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の通行止め等の規制を行う。</p> <p>なお、市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したが、その管理者が規制する暇がないときは、市長は、直ちに警察官に連絡して道路交通法に基づく規制を実施するとともに、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。</p> <p><u>また、立ち往生や所有者の避難等による放置車両等によって緊急通行車両の通行が阻害される恐れがあるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき対象となる区域を指定したうえで、運転者等に車両を移動するよう命令を行う。燃料切れや避難等により運転者が周囲にいない場合においては、道路管理者が必要な範囲で付近の道路外へと移動する等、緊急車両の円滑な通行を確保するよう努める。</u></p> <p>(様式第31号 遺体処理台帳)</p>	<p>P80</p>

修正前	修正後	備考																
<p>第11節 避難計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対象地域にいる住民等に対し避難の勧告、指示等を行い、安全な地域に避難させ、必要に応じて避難施設に収容し、人命の保護その他災害の拡大防止を図る方策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難の勧告及び指示</p> <p>(1) 避難の勧告、指示、準備(災害時要援護者避難)情報の基準</p> <p>市長は、災害対策基本法第60条の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険があると認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。また、市長は、災害の発生する可能性が高まり、<u>災害時要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階と判断した場合には、<u>避難準備(災害時要援護者避難)情報</u>を発令する。</p> <p>&lt;避難の勧告、指示、準備(災害時要援護者避難)情報の基準&gt;</p> <table border="1" data-bbox="96 954 1048 1342"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備(災害時要援護者避難)情報</td> <td>1 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき</td> </tr> <tr> <td>避難の勧告</td> <td>1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 河川が避難判断水位を超え、洪水のおそれがあるとき 3 その他の災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>避難の指示</td> <td>1 水害、洪水、がけ崩れ等の被害の危険が急迫しているとき 2 現に災害が発生しているとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	実施基準	避難準備(災害時要援護者避難)情報	1 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき	避難の勧告	1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 河川が避難判断水位を超え、洪水のおそれがあるとき 3 その他の災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき	避難の指示	1 水害、洪水、がけ崩れ等の被害の危険が急迫しているとき 2 現に災害が発生しているとき	<p>第11節 避難計画</p> <p>この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対象地域にいる住民等に対し避難の勧告、指示等を行い、安全な地域に避難させ、必要に応じて避難施設に収容し、人命の保護その他災害の拡大防止を図る方策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難の勧告及び指示</p> <p>(1) 避難の勧告、指示、準備情報の基準</p> <p>市長は、災害対策基本法第60条の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険があると認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告し及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。また、市長は、災害の発生する可能性が高まり、<u>要配慮者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階と判断した場合には、<u>避難準備情報</u>を発令する。</p> <p>&lt;避難の勧告、指示、準備情報の基準&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1077 954 2040 1342"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>1 <u>要配慮者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき</td> </tr> <tr> <td>避難の勧告</td> <td>1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 河川が避難判断水位を超え、洪水のおそれがあるとき 3 その他の災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>避難の指示</td> <td>1 水害、洪水、がけ崩れ等の被害の危険が急迫しているとき 2 現に災害が発生しているとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	実施基準	避難準備情報	1 <u>要配慮者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき	避難の勧告	1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 河川が避難判断水位を超え、洪水のおそれがあるとき 3 その他の災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき	避難の指示	1 水害、洪水、がけ崩れ等の被害の危険が急迫しているとき 2 現に災害が発生しているとき	<p>P83</p>
区分	実施基準																	
避難準備(災害時要援護者避難)情報	1 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき																	
避難の勧告	1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 河川が避難判断水位を超え、洪水のおそれがあるとき 3 その他の災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき																	
避難の指示	1 水害、洪水、がけ崩れ等の被害の危険が急迫しているとき 2 現に災害が発生しているとき																	
区分	実施基準																	
避難準備情報	1 <u>要配慮者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき																	
避難の勧告	1 気象等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき 2 河川が避難判断水位を超え、洪水のおそれがあるとき 3 その他の災害の発生が予想され、市長が必要と認めたとき																	
避難の指示	1 水害、洪水、がけ崩れ等の被害の危険が急迫しているとき 2 現に災害が発生しているとき																	

修正前	修正後	備考
<p>(2) 避難の勧告, 指示, 準備 (災害時要援護者避難) 情報の周知  住民等への避難の勧告, 指示及び準備 (災害時要援護者避難) 情報の伝達は, ひたちなか市防災行政無線, 戸別受信機, 広報車, サイレン, ホームページ, 携帯電話メールサービス, 等により行うとともに, 状況に応じて放送機関に協力を要請し, テレビ, ラジオ等を通じて周知徹底を図るものとし, 併せて防災関係機関に対しても相互に連絡するものとする。</p> <p>また, 市長は, 自主防災組織等と協力・連携を図り, 災害時要援護者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。</p> <p>なお, 市長は, 避難勧告等を行ったときは, 速やかに知事へ報告する。</p> <p>ひたちなか市防災行政無線, 戸別受信機及び広報車による場合の伝達内容は, 次により行う。</p> <p>ア 避難勧告, 指示, 準備 (災害時要援護者避難) 情報の伝達者の名称  イ 避難勧告, 指示, 準備 (災害時要援護者避難) 情報の実施者  ウ 避難勧告, 指示, 準備 (災害時要援護者避難) 情報の理由  エ 対象となる地域(町名等)  オ 避難所, 避難経路等  カ その他必要事項</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 避難の勧告, 指示, 準備情報の周知  住民等への避難の勧告, 指示及び準備情報の伝達は, ひたちなか市防災行政無線, 戸別受信機, 広報車, サイレン, ホームページ, 携帯電話メールサービス等により行うとともに, Lアラート (公共情報 commons) 等を通じて放送機関に協力を要請し, テレビ, ラジオ等を通じて周知徹底を図るものとし, 併せて防災関係機関に対しても相互に連絡するものとする。</p> <p>また, 市長は, 自主防災組織等と協力・連携を図り, 要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。</p> <p>なお, 市長は, 避難勧告等を行ったときは, 速やかに知事へ報告する。</p> <p>ひたちなか市防災行政無線, 戸別受信機及び広報車による場合の伝達内容は, 次により行う。</p> <p>ア 避難勧告, 指示, 準備情報の伝達者の名称  イ 避難勧告, 指示, 準備情報の実施者  ウ 避難勧告, 指示, 準備情報の理由  エ 対象となる地域(町名等)  オ 避難所, 避難経路等  カ その他必要事項</p> <p>(略)</p>	<p>P84</p>

修正前	修正後	備考
<p>第12節 食糧供給計画</p> <p>この計画は、災害時に住家に被害を受け炊飯ができない者及び避難所等へ避難した被災者等に対し必要な食糧を調達供給する方策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>4 食糧の調達</p> <p>(1) 市内業者等からの調達</p> <p>市長は、保有している非常用備蓄食糧に不足が生じた場合は、必要に応じて主要食糧等の配給を協定締結業者（協定締結業者一覧参照。）（以下「協定締結業者」という。）及び市内の各業者に要請する。</p>  <pre> graph TD     Mayor[市長] -- ①要請引渡し --&gt; Business[協定締結業者等]     Business -- ②引渡し --&gt; Mayor     Mayor -- ③供給 --&gt; Victims[被災者, 作業従事者]   </pre> <p>(2) 県からの調達</p> <p>市長は、協定締結業者等及び市内の各業者から調達しても、さらに不足が生じたときは、知事に対して県で備蓄している食糧、または県があらかじめ協力を依頼している業者等に主要食糧の引渡しを要請し調達する。</p>  <pre> graph TD     Mayor[市長] -- ①要請 --&gt; Prefect[知事]     Prefect -- ②引渡 --&gt; Mayor     Mayor -- ⑤供給 --&gt; Victims[被災者, 作業従事者]     Prefect -- ③要請 --&gt; Business[業者等]     Business -- ④引渡 --&gt; Mayor   </pre> <p>(略)</p>	<p>第12節 食糧供給計画</p> <p>この計画は、災害時に住家に被害を受け炊飯ができない者及び避難所等へ避難した被災者等に対し必要な食糧を調達供給する方策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>4 食糧の調達</p> <p>(1) 市内業者等からの調達</p> <p>市長は、保有している非常用備蓄食糧に不足が生じた場合は、必要に応じて主要食糧等の配給を協定締結業者（協定締結業者一覧参照。）（以下「協定締結業者」という。）及び市内の各業者に要請する。</p>  <pre> graph TD     Mayor[市長] -- ①要請 --&gt; Business[協定締結業者等]     Business -- ②引渡 --&gt; Mayor     Mayor -- ③供給 --&gt; Victims[被災者, 作業従事者]   </pre> <p>(2) 県からの調達</p> <p>市長は、協定締結業者等及び市内の各業者から調達しても、さらに不足が生じたときは、知事に対して県で備蓄している食糧、または県があらかじめ協力を依頼している業者等に主要食糧の引渡しを要請し調達する。</p>  <pre> graph TD     Mayor[市長] -- ①要請 --&gt; Prefect[知事]     Prefect -- ②引渡 --&gt; Mayor     Mayor -- ⑤供給 --&gt; Victims[被災者, 作業従事者]     Prefect -- ③要請 --&gt; Business[業者等]     Business -- ④引渡 --&gt; Mayor   </pre> <p>(略)</p>	<p>P89</p>



修正前			修正後			備考
ひたちなか市の災害時応援協定締結状況（平成25年8月現在）			ひたちなか市の災害時応援協定締結状況（平成27年6月現在）			P90
業者・団体名	協定内容	協定期期	業者・団体名	協定内容	協定期期	
県内全市町村 （43市町村）	生活物資、資機材、活動要員派遣、避難所、 車輛提供等	H6.4.1	県内全市町村 （43市町村）	生活物資、資機材、活動要員派遣、避難所、 車輛提供等	H6.4.1	P91
宮城県石巻市 （姉妹都市）	生活物資、資機材、活動要員派遣、住宅幹 旋、児童生徒受入れ、車輛提供等	H7.7.6	宮城県石巻市 （姉妹都市）	生活物資、資機材、活動要員派遣、住宅幹 旋、児童生徒受入れ、車輛提供等	H7.7.6	
栃木県那須塩原市 （姉妹都市）	生活物資、資機材、活動要員派遣、住宅幹 旋、児童生徒受入れ、車輛提供等	H7.8.11	栃木県那須塩原市 （姉妹都市）	生活物資、資機材、活動要員派遣、住宅幹 旋、児童生徒受入れ、車輛提供等	H7.8.11	
ひたちなか市建設業協同組 合	応急対策活動	H9.3.21	ひたちなか市建設業協同組 合	応急対策活動	H9.3.21	
ひたちなか市医師会	医療救護活動	H.3.21	ひたちなか市医師会	医療救護活動	H9.3.21	
千葉県市川市、神奈川県茅 ヶ崎市、静岡県富士市	生活物資、資機材、活動要員派遣、住宅幹 旋、児童生徒受入れ、車輛提供等	H9.10.3	千葉県市川市、神奈川県茅 ヶ崎市、静岡県富士市	生活物資、資機材、活動要員派遣、住宅幹 旋、児童生徒受入れ、車輛提供等	H9.10.3	
日本郵便（株）	郵便事業に係わる災害特別事務取扱及び 援護対策	H9.10.14	日本郵便（株）	郵便事業に係わる災害特別事務取扱及び 援護対策	H9.10.14	
いばらきコープ 生活協同組合	生活物資、要員派遣	H15.3.19	いばらきコープ 生活協同組合	生活物資、要員派遣	H15.3.19	
東京電力（株）	災害時の電力停止に伴う防災行政無線施 設の使用	H16.2.2	東京電力（株）	災害時の電力停止に伴う防災行政無線施 設の使用	H16.2.2	
（株）カワチ薬品	生活物資、資機材、災害情報	H20.1.25	（株）カワチ薬品	生活物資、資機材、災害情報、 <u>避難場所</u>	H20.1.25	
（株）カスミ	生活物資、 <u>資機材</u>	H20.1.25	（株）カスミ	生活物資	H20.1.25	
（株）セイブ	生活物資、 <u>資機材</u>	H20.1.25	（株）セイブ	生活物資	H20.1.25	
（株）ヨークベニマル	生活物資、資機材、活動要員派遣	H20.1.25	（株）ヨークベニマル	生活物資、資機材、活動要員派遣	H20.1.25	
（株）ジョイフル本田	生活物資、資材	H20.1.25	（株）ジョイフル本田	生活物資、資機材	H20.1.25	
（株）セイミヤ	生活物資、 <u>機材</u>	H20.1.25	（株）セイミヤ	生活物資	H20.1.25	
（株）サンユーストアー	生活物資、資機材、 <u>活動要員派遣避難場所</u>	H20.1.25	（株）サンユーストアー	生活物資、資機材、活動要員派遣、避難場 所	H20.1.25	
（株）ケーヨー	生活物資、資機材、 <u>災害情報</u>	H20.1.25	（株）ケーヨー	生活物資、資機材、 <u>避難場所</u>	H20.1.25	
（株）アクティオ	機材レンタル	H20.1.25	（株）アクティオ	機材レンタル	H20.1.25	
西尾レントオール（株）	機材レンタル	H20.1.25	西尾レントオール（株）	機材レンタル	H20.1.25	
（福）北養会北勝園	福祉避難所	H20.1.25	（福）北養会北勝園	福祉避難所	H20.1.25	

修正前			修正後			備考
(福)森田記念会さわの森	福祉避難所	H20. 1. 25	(福)森田記念会さわの森	福祉避難所	H20. 1. 25	
(福)桂雄会はまぎくの里	福祉避難所	H20. 1. 25	(福)桂雄会はまぎくの里	福祉避難所	H20. 1. 25	
(福)克仁会恵苑	福祉避難所	H20. 1. 25	(福)克仁会恵苑	福祉避難所	H20. 1. 25	
(福)孝友サンフラワーひたちなか	福祉避難所	H20. 1. 25	(福)孝友サンフラワーひたちなか	福祉避難所	H20. 1. 25	
市造園事業協同組合, 市造園業協会	応急対策活動	H20. 4. 28	市造園事業協同組合, 市造園業協会	応急対策活動	H20. 4. 28	
ひたちなか塗装工業組合, ひたちなか防水研究会	応急対策活動	H20. 9. 4	ひたちなか塗装工業組合, ひたちなか防水研究会	応急対策活動	H20. 9. 4	
市指定管工事業協同組合, ひたちなか電設業協会	応急対策活動	H20. 11. 13	市指定管工事業協同組合, ひたちなか電設業協会	応急対策活動	H20. 11. 13	
P G Mプロパティーズ(株) (勝田ゴルフ倶楽部)	原子力災害時における一時避難所	H20. 11. 13	P G Mプロパティーズ(株) (勝田ゴルフ倶楽部)	原子力災害時における一時避難所	H20. 11. 13	
利根コカ・コーラボトリン グ(株)	生活物資(飲料水)	H24. 2. 28	コカ・コーライーストジヤ パン(株)	生活物資(飲料水)	H24. 2. 28	
茨城県石油業協同組合 ひたちなか支部	燃料	H24. 2. 28	茨城県石油業協同組合 ひたちなか支部	燃料	H24. 2. 28	
(株)茨城放送, 水戸コミュニティ放送(株)	放送要請	H25. 8. 1	(株)茨城放送, 水戸コミュニティ放送(株)	放送要請	H25. 8. 1	
			茨城県トラック協会 常陸那珂支部	緊急救援輸送	H25. 11. 20	
			ひたちなか市歯科医師会	医療救護活動	H26. 4. 17	
			ひたちなか薬剤師会	医療救護活動	H26. 4. 17	
			(株)那珂湊商業開発, (株)カスミ	津波災害時における一時避難所 (ピアポート)	H26. 5. 30	
			(福)新世会いきり苑	福祉避難所	H27. 5. 22	
			コストコホールセールジャパ ン(株)	生活物資, 資機材	H27. 6. 19	
資料 2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度, 方法及び 期間」早見表			資料 2-49 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度, 方法及び 期間」早見表			

修正前	修正後	備考
<p data-bbox="91 177 622 204">第15節 <u>災害時要援護者安全確保対策計画</u></p> <p data-bbox="91 253 1052 360">この計画は、<u>災害時要援護者</u>に対する、<u>安否確認</u>、<u>避難誘導</u>、<u>救助活動</u>、<u>搬送</u>、<u>情報提供</u>及び<u>保健・福祉巡回サービス</u>等の安全確保対策を実施する方策について定める。</p> <p data-bbox="91 410 436 437">1 <u>安全確保対策の実施機関</u></p> <p data-bbox="91 448 1052 635">(1) <u>在宅災害時要援護者</u>に対する安全確保対策は、市長が行う。  (2) <u>災害時要援護者関連施設入居者等</u>に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。  (3) 当該施設及び市独自で安全確保対策が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p data-bbox="91 684 568 711">2 <u>在宅災害時要援護者の安全確保対策</u></p> <p data-bbox="91 722 1052 1023">(1) <u>安否確認</u>、<u>救助活動</u>  市は、<u>災害時要援護者台帳</u>を活用し、自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、地域支援者、福祉団体、ボランティア等の協力を得て、居宅に取り残された<u>災害時要援護者</u>の<u>安否確認</u>、<u>救助活動</u>を実施し、<u>要援護者</u>の状況により指定避難所（福祉避難所）、病院等に搬送する。  市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや<u>災害時要援護者</u>支援制度による、全体計画及び個別避難支援計画に基づき適切な避難支援を実施する。</p> <p data-bbox="91 1034 1052 1179">(2) <u>搬送体制の確保</u>  市は、<u>災害時要援護者</u>の搬送手段として、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や災害時要援護者関連施設所有及び地域支援者等の自動車により行う。</p> <p data-bbox="91 1190 1052 1259">また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、<u>災害時要援護者</u>の搬送活動を行う。</p> <p data-bbox="91 1270 1052 1455">(3) <u>災害時要援護者</u>の状況調査及び情報提供  市は、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所で生活する<u>災害時要援護者</u>に対するニーズ把握など、状況調査を実施すると共に、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。</p>	<p data-bbox="1077 177 1794 204">第15節 <u>要配慮者（避難行動要支援者）安全確保対策計画</u></p> <p data-bbox="1077 253 2038 322">この計画は、<u>要配慮者</u>に対する<u>安否確認</u>、<u>避難誘導</u>、<u>救助活動</u>、<u>搬送</u>、<u>情報提供</u>及び<u>保健・福祉巡回サービス</u>等の安全確保対策を実施する方策について定める。</p> <p data-bbox="1077 410 1422 437">1 <u>安全確保対策の実施機関</u></p> <p data-bbox="1077 448 2038 635">(1) <u>要配慮者</u>に対する安全確保対策は、市長が行う。  (2) <u>社会福祉施設入居者等</u>に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。  (3) 当該施設及び市独自で安全確保対策が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。</p> <p data-bbox="1077 684 1688 711">2 <u>要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保対策</u></p> <p data-bbox="1077 722 2038 1023">(1) <u>安否確認</u>、<u>救助活動</u>  市は、<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用し、自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、地域支援者、福祉団体、ボランティア等の協力を得て、居宅に取り残された<u>避難行動要支援者</u>の<u>安否確認</u>、<u>救助活動</u>を実施し、<u>要支援者</u>の状況により指定避難所（福祉避難所）、病院等に搬送する。  市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや<u>避難行動要支援者</u>支援制度による、全体計画及び個別避難支援計画に基づき適切な避難支援を実施する。</p> <p data-bbox="1077 1034 2038 1179">(2) <u>搬送体制の確保</u>  市は、<u>避難行動要支援者</u>の搬送手段として、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や福祉関連施設所有及び地域支援者等の自動車により行う。</p> <p data-bbox="1077 1190 2038 1259">また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、<u>避難行動要支援者</u>の搬送活動を行う。</p> <p data-bbox="1077 1270 2038 1455">(3) <u>要配慮者</u>の状況調査及び情報提供  市は、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所で生活する<u>要配慮者</u>に対するニーズ把握など、状況調査を実施すると共に、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。</p>	<p data-bbox="2069 177 2130 204">P96</p>

修正前	修正後	備考
<p>(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の<u>災害時要援護者</u>への配慮  市は、<u>災害時要援護者</u>に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保し、自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、地域支援者、福祉団体、ボランティア等の協力を得て、災害時要援護者に配慮した配布を行う。</p> <p>(5) 保健・医療・福祉巡回サービス  市は、医師、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、保健師などの地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する<u>災害時要援護者</u>に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健、医療、福祉サービスを実施する。</p> <p>(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設  市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。</p> <p>3 <u>福祉施設における災害時要援護者の安全確保対策</u></p> <p>(1) 救助及び避難誘導  施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入居者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。  市は、施設管理者の要請に基づき、施設入居者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣すると共に、近隣市町村に応援を要請する。  また、近隣の<u>災害時要援護者関連施設</u>、自主防災組織、ボランティア組織等にも要請する。</p> <p>(2) 搬送及び受入先の確保  施設管理者は、災害により負傷した入居者等を搬送するための手段の確保を図る。  市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の<u>災害時要援護者関連施設</u>に受入を要請する。</p> <p>(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達  施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。  市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。</p> <p>(4) 介護職員等の確保</p>	<p>(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の<u>要配慮者</u>への配慮  市は、<u>要配慮者</u>に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保し、自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、地域支援者、福祉団体、ボランティア等の協力を得て、要配慮者に配慮した配布を行う。</p> <p>(5) 保健・医療・福祉巡回サービス  市は、医師、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、保健師などの地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する<u>要配慮者</u>に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健、医療、福祉サービスを実施する。</p> <p>(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設  市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。</p> <p>3 <u>社会福祉施設における要配慮者の安全確保対策</u></p> <p>(1) 救助及び避難誘導  施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入居者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。  市は、施設管理者の要請に基づき、施設入居者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣すると共に、近隣市町村に応援を要請する。  また、近隣の<u>社会福祉施設</u>、自主防災組織、ボランティア組織等にも要請する。</p> <p>(2) 搬送及び受入先の確保  施設管理者は、災害により負傷した入居者等を搬送するための手段の確保を図る。  市は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、他の<u>社会福祉施設</u>に受入を要請する。</p> <p>(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達  施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対し応援を要請する。  市は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。</p> <p>(4) 介護職員等の確保</p>	<p>P97</p>

修正前	修正後	備考
<p>施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協力等に基づき、他の<u>災害時要援護者関連施設</u>及び市に対し応援を要請する。</p> <p>市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員の確保を図るため、他の災害時要援護者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。</p> <p>(5) 巡回相談の実施</p> <p>市は、被災した施設入居者等や他の施設に避難した<u>災害時要援護者</u>等に対して、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、<u>災害時要援護者</u>の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。</p> <p>(6) ライフライン優先復旧</p> <p>電気、ガス、水道等の各ライフライン業者は、<u>災害時要援護者関連施設</u>の早期回復を図るため、優先復旧に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協力等に基づき、他の<u>社会福祉施設</u>及び市に対し応援を要請する。</p> <p>市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員の確保を図るため、他の福祉関連施設やボランティア等へ協力を要請する。</p> <p>(5) 巡回相談の実施</p> <p>市は、被災した施設入居者等や他の施設に避難した<u>要配慮者</u>等に対して、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、<u>要配慮者</u>の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。</p> <p>(6) ライフライン優先復旧</p> <p>電気、ガス、水道等の各ライフライン業者は、<u>社会福祉施設</u>の早期回復を図るため、優先復旧に努める。</p> <p>(略)</p>	

修正前	修正後	備考																																																																												
<p>第30節 自衛隊に対する災害派遣要請計画</p> <p>この計画は、天災地変その他の災害に際して、市民等の生命及び財産保護のため、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等について定める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害用応急ヘリコプター離着陸場 市域の災害用応急ヘリコプター発着場(ヘリポート)の設置場所は、下記の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="94 639 1016 1161"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>土地の状況</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六ツ野グラウンド</td> <td>東石川 3379</td> <td>裸地</td> <td>029-274-8273</td> </tr> <tr> <td>那珂湊中学校グラウンド</td> <td>廻り目 2896</td> <td>運動場</td> <td>029-262-4349</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊施設学校グラウンド</td> <td>勝倉 3433</td> <td>裸地</td> <td>029-274-3211</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>西十三奉行 11601-12</td> <td>芝地</td> <td>029-265-2111</td> </tr> <tr> <td>津田運動広場</td> <td>津田 1736-1</td> <td>芝地</td> <td>029-274-8273</td> </tr> <tr> <td>佐野運動広場</td> <td>高野 2456</td> <td>芝地</td> <td>029-274-8273</td> </tr> <tr> <td>石川運動広場</td> <td>石川町 10</td> <td>芝地</td> <td>029-274-8273</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名 称	所 在 地	土地の状況	連絡先	六ツ野グラウンド	東石川 3379	裸地	029-274-8273	那珂湊中学校グラウンド	廻り目 2896	運動場	029-262-4349	陸上自衛隊施設学校グラウンド	勝倉 3433	裸地	029-274-3211	オフサイトセンター	西十三奉行 11601-12	芝地	029-265-2111	津田運動広場	津田 1736-1	芝地	029-274-8273	佐野運動広場	高野 2456	芝地	029-274-8273	石川運動広場	石川町 10	芝地	029-274-8273	<p>第30節 自衛隊に対する災害派遣要請計画</p> <p>この計画は、天災地変その他の災害に際して、市民等の生命及び財産保護のため、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等について定める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害用応急ヘリコプター離着陸場 市域の災害用応急ヘリコプター発着場(ヘリポート)の設置場所は、下記の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1079 639 2002 1161"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>土地の状況</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六ツ野グラウンド</td> <td>東石川 3379</td> <td>草地・裸地</td> <td>029-274-8273</td> </tr> <tr> <td>那珂湊中学校グラウンド</td> <td>廻り目 2896</td> <td>裸地</td> <td>029-262-4349</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊施設学校グラウンド</td> <td>勝倉 3433</td> <td>草地</td> <td>029-274-3211</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター</td> <td>西十三奉行 11601-12</td> <td>芝地</td> <td>029-265-2111</td> </tr> <tr> <td>津田運動ひろば</td> <td>津田 1736-1</td> <td>芝地</td> <td>029-274-8273</td> </tr> <tr> <td>佐野運動ひろば</td> <td>高野 2456</td> <td>芝地</td> <td>029-274-8273</td> </tr> <tr> <td>石川運動ひろば</td> <td>石川町 10</td> <td>芝地</td> <td>029-274-8273</td> </tr> <tr> <td>那珂湊漁港中央埠頭</td> <td>和田町 3-11-11</td> <td>舗装地</td> <td>029-263-6311</td> </tr> <tr> <td>那珂川グラウンド</td> <td>勝倉地先</td> <td>芝地</td> <td>029-273-0111</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか地区多目的広場</td> <td>新光町 46</td> <td>草地(一部砕石舗装)</td> <td>029-273-0111</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名 称	所 在 地	土地の状況	連絡先	六ツ野グラウンド	東石川 3379	草地・裸地	029-274-8273	那珂湊中学校グラウンド	廻り目 2896	裸地	029-262-4349	陸上自衛隊施設学校グラウンド	勝倉 3433	草地	029-274-3211	オフサイトセンター	西十三奉行 11601-12	芝地	029-265-2111	津田運動ひろば	津田 1736-1	芝地	029-274-8273	佐野運動ひろば	高野 2456	芝地	029-274-8273	石川運動ひろば	石川町 10	芝地	029-274-8273	那珂湊漁港中央埠頭	和田町 3-11-11	舗装地	029-263-6311	那珂川グラウンド	勝倉地先	芝地	029-273-0111	ひたちなか地区多目的広場	新光町 46	草地(一部砕石舗装)	029-273-0111	<p>P122</p> <p>P125</p>
名 称	所 在 地	土地の状況	連絡先																																																																											
六ツ野グラウンド	東石川 3379	裸地	029-274-8273																																																																											
那珂湊中学校グラウンド	廻り目 2896	運動場	029-262-4349																																																																											
陸上自衛隊施設学校グラウンド	勝倉 3433	裸地	029-274-3211																																																																											
オフサイトセンター	西十三奉行 11601-12	芝地	029-265-2111																																																																											
津田運動広場	津田 1736-1	芝地	029-274-8273																																																																											
佐野運動広場	高野 2456	芝地	029-274-8273																																																																											
石川運動広場	石川町 10	芝地	029-274-8273																																																																											
名 称	所 在 地	土地の状況	連絡先																																																																											
六ツ野グラウンド	東石川 3379	草地・裸地	029-274-8273																																																																											
那珂湊中学校グラウンド	廻り目 2896	裸地	029-262-4349																																																																											
陸上自衛隊施設学校グラウンド	勝倉 3433	草地	029-274-3211																																																																											
オフサイトセンター	西十三奉行 11601-12	芝地	029-265-2111																																																																											
津田運動ひろば	津田 1736-1	芝地	029-274-8273																																																																											
佐野運動ひろば	高野 2456	芝地	029-274-8273																																																																											
石川運動ひろば	石川町 10	芝地	029-274-8273																																																																											
那珂湊漁港中央埠頭	和田町 3-11-11	舗装地	029-263-6311																																																																											
那珂川グラウンド	勝倉地先	芝地	029-273-0111																																																																											
ひたちなか地区多目的広場	新光町 46	草地(一部砕石舗装)	029-273-0111																																																																											

修正前	修正後	備考
<p><b>地震災害対策計画編</b></p> <p>第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>この計画は、地震災害発生後における応急対策を実施するため、災害情報を迅速かつ的確に収集および伝達する方策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>情報伝達系統図</p> <p>◎…防災情報システム等 □…公衆網</p>	<p><b>地震災害対策計画編</b></p> <p>第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>この計画は、地震災害発生後における応急対策を実施するため、災害情報を迅速かつ的確に収集および伝達する方策について定める。</p> <p>(略)</p> <p>情報伝達系統図</p> <p>◎…防災情報システム等 □…公衆網</p>	<p>P 204</p> <p>P 205</p>

修正前	修正後	備考
<p>(略)</p> <p>(3) 近地地震津波に対する自衛措置</p> <p>近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。従って、強い地震(震度4 程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、次の措置をとる。</p> <p>ア 市の判断による措置</p> <p>近地地震を感知したときは、直ちに当該地震又は津波に関する情報の収集に努めるとともに、<u>海岸地域に消防車両等を派遣して海面監視等を実施し</u>、自らの判断で、海浜にいる者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように勧告又は指示する。</p> <p>イ 住民等の対応</p> <p>強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、海浜にいる者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りテレビ・ラジオ放送を聴取する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 近地地震津波に対する自衛措置</p> <p>近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。従って、強い地震(震度4 程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、次の措置をとる。</p> <p>ア 市の判断による措置</p> <p>近地地震を感知したときは、直ちに当該地震又は津波に関する情報の収集に努めるとともに、<u>津波監視システムを用いて海面監視等を実施し</u>、自らの判断で、海浜にいる者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように勧告又は指示する。</p> <p>イ 住民等の対応</p> <p>強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、海浜にいる者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りテレビ・ラジオ放送を聴取する。</p> <p>(略)</p>	<p>P206</p> <p>P230</p>



修正前	修正後	備考
<p>第8節 <u>災害時要援護者安全確保対策計画</u></p> <p>この計画は、地震災害時における、高齢者等の<u>災害時要援護者</u>の安全を確保する方策について定める。</p> <p>1 <u>災害時要援護者安全確保体制</u>  地震災害時には、高齢者、障害者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>は自力では避難できないことや言葉の障害からの確かな避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険なあるいは不安な状態に置かれることとなる。</p> <p>このため、市長は、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で<u>災害時要援護者</u>の実状に応じた配慮を行い、自主防災会、民生委員・児童委員等に協力を要請し、安全確保を図るとともに、必要な支援を行う。</p> <p>2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策</p> <p>(1) 救助及び避難誘導  市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。</p> <p>(2) 搬送及び受入れ先の確保  市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し入所者等を安全に搬送するため救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。</p> <p>(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達  市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。</p> <p>(4) 介護職員等の確保  市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。</p> <p>(5) 巡回相談の実施  被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者に対して、近隣住民、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、<u>災害時要援護者</u>の状況</p>	<p>第8節 <u>要配慮者(避難行動要支援者)安全確保対策計画</u></p> <p>この計画は、地震災害時における、高齢者等の<u>要配慮者</u>の安全を確保する方策について定める。</p> <p>1 <u>要配慮者安全確保体制</u>  地震災害時には、高齢者、障害者、外国人等の<u>要配慮者</u>は自力では避難できないことや言葉の障害から、的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険なあるいは不安な状態に置かれることとなる。</p> <p>このため、市長は、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で<u>要配慮者</u>の実状に応じた配慮を行い、自主防災会、民生委員・児童委員等に協力を要請し、安全確保を図るとともに、必要な支援を行う。</p> <p>2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策</p> <p>(1) 救助及び避難誘導  市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。</p> <p>(2) 搬送及び受入れ先の確保  市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し入所者等を安全に搬送するため救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。</p> <p>(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達  市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。</p> <p>(4) 介護職員等の確保  市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。</p> <p>(5) 巡回相談の実施  被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者に対して、近隣住民、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、<u>要配慮者</u>の状況やニー</p>	

修正前	修正後	備考
<p>やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。</p> <p>3 <u>在宅災害時要援護者</u>に対する安全確保対策</p> <p>(1) 安否確認, 救助活動</p> <p>災害時要援護者台帳等を活用し, 自治会, 自主防災組織を中心に, 民生委員・児童委員, 近隣住民, 福祉団体(社会福祉協議会, 老人クラブ等), ボランティア組織等の協力を得て, 居宅に取り残された<u>災害時要援護者</u>の安否確認, 救助活動をあらかじめ定める<u>災害時要援護者支援マニュアル</u>等に基づき, 適切に実施する。</p> <p>(2) 搬送体制の確保</p> <p><u>災害時要援護者</u>の搬送手段として, 近隣住民, 自主防災組織等の協力を得るとともに, 救急自動車や社会福祉施設所有又は地域支援者等の自動車により行う。また, これらが確保できない場合, 県等が確保した輸送車輛により, 災害時要援護者の搬送活動を行う。</p> <p>(3) <u>要援護者</u>の状況調査及び情報の提供</p> <p>市は, 民生委員・児童委員, 地域包括支援センター職員, ホームヘルパー, 点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及び災害ボランティア等の協力を得てチームを編成し, 在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握など状況調査を実施するとともに, 保健・医療・福祉サービス等の情報を随時提供する。また, 一般の避難所での生活が困難な場合は, 市長は, 福祉避難所を速やかに開設し, 受け入れる体制を整える。</p> <p>(4) 食糧, 飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布</p> <p>食糧, 飲料水, 生活必需品等を確保するとともに, 自主防災組織や民生委員・児童委員, ボランティアの協力を得て, <u>災害時要援護者</u>に配慮した配布を行う。</p> <p>(5) 保健・医療・福祉巡回サービス</p> <p>市及び県は, 医師, 民生委員・児童委員, 地域包括支援センター職員, ホームヘルパー, 保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し, 住宅, 避難所等で生活する<u>災害時要援護者</u>に対し, 巡回により介護サービス, メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。</p> <p>(6) 保健・福祉相談窓口の開設</p> <p>市及び県は, 災害発生後, 直ちに保健・福祉相談窓口を開設し, 総合的な相談に応じる。</p> <p>(略)</p>	<p>ズを把握するとともに、各種サービスを提供する。</p> <p>3 <u>要配慮者（避難行動要支援者）</u>に対する安全確保対策</p> <p>(1) 安否確認, 救助活動</p> <p>避難行動要支援者名簿等を活用し, 自治会, 自主防災組織を中心に, 民生委員・児童委員, 近隣住民, 福祉団体(社会福祉協議会, 老人クラブ等), ボランティア組織等の協力を得て, 居宅に取り残された<u>避難行動要支援者</u>の安否確認, 救助活動をあらかじめ定める<u>避難行動要支援者支援マニュアル</u>等に基づき, 適切に実施する。</p> <p>(2) 搬送体制の確保</p> <p><u>避難行動要支援者</u>の搬送手段として, 近隣住民, 自主防災組織等の協力を得るとともに, 救急自動車や社会福祉施設所有又は地域支援者等の自動車により行う。また, これらが確保できない場合, 県等が確保した輸送車輛により, 避難行動要支援者の搬送活動を行う。</p> <p>(3) <u>要配慮者</u>の状況調査及び情報の提供</p> <p>市は, 民生委員・児童委員, 地域包括支援センター職員, ホームヘルパー, 点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及び災害ボランティア等の協力を得てチームを編成し, 在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など状況調査を実施するとともに, 保健・医療・福祉サービス等の情報を随時提供する。また, 一般の避難所での生活が困難な場合は, 市長は, 福祉避難所を速やかに開設し, 受け入れる体制を整える。</p> <p>(4) 食糧, 飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布</p> <p>食糧, 飲料水, 生活必需品等を確保するとともに, 自主防災組織や民生委員・児童委員, ボランティアの協力を得て, <u>要配慮者</u>に配慮した配布を行う。</p> <p>(5) 保健・医療・福祉巡回サービス</p> <p>市及び県は, 医師, 民生委員・児童委員, 地域包括支援センター職員, ホームヘルパー, 保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し, 住宅, 避難所等で生活する<u>要配慮者</u>に対し, 巡回により介護サービス, メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。</p> <p>(6) 保健・福祉相談窓口の開設</p> <p>市及び県は, 災害発生後, 直ちに保健・福祉相談窓口を開設し, 総合的な相談に応じる。</p> <p>(略)</p>	<p>P231</p>

修正前	修正後	備考
<p><b>津波災害対策計画編</b></p> <p>第2章 災害予防計画 第3節 災害発生直前対策計画</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達 (1) 避難指示等の伝達体制の確保 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 (2) 伝達手段の多重化、多様化 市は、さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の災害時要援護者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報、戸別）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール等）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (3) 住民等への伝達内容の検討 市は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮するものとする。 防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、住民の避難行動を促すよう、緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。 (4) 津波地震や遠地地震への対応 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。 (5) 安全な津波監視のための対策 国、県等、各施設管理者は、住民や関係機関に対する情報伝達にあたり、<u>発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</u></p>	<p><b>津波災害対策計画編</b></p> <p>第2章 災害予防計画 第3節 災害発生直前対策計画</p> <p>1 津波警報等の住民等への伝達 (1) 避難指示等の伝達体制の確保 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。 (2) 伝達手段の多重化、多様化 市は、さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報、戸別）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール等）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。 (3) 住民等への伝達内容の検討 市は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。 防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、住民の避難行動を促すよう、緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。 (4) 津波地震や遠地地震への対応 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。 (5) 安全な津波監視のための対策 <u>市</u>国、県等、各施設管理者は、住民や関係機関に対する情報伝達<u>及び避難指示等の範囲検討</u>にあたり、<u>沿岸域における津波襲来状況を職員や消防団員等が海岸へ直接確認に行かなくても把握</u>できるよう、<u>監視カメラを用いた津波監視システム等を活用した安全な監視体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>P 259</p>

修正前	修正後	備考
<p>2 住民等の避難誘導體制</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等</p> <p>市は、具体的な想定や訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難所や避難路・避難階段等の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 徒歩避難の原則及びその周知等</p> <p>ア 徒歩避難の原則</p> <p>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。</p> <p>イ 自動車による避難の検討</p> <p>各地域において、津波到達時間、避難所までの距離、<u>災害時要援護者の存在</u>、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。</p> <p>道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮するものとする。</p> <p>ウ 避難誘導を行う者の安全の確保</p> <p>市職員、消防職団員、水防団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられた場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。</p> <p>エ <u>災害時要援護者等の避難誘導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害時要援護者の情報把握</u>、共有等</li> </ul>	<p>2 住民等の避難誘導體制</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等</p> <p>市は、具体的な想定や訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難所や避難路・避難階段等の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 徒歩避難の原則及びその周知等</p> <p>ア 徒歩避難の原則</p> <p>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。</p> <p>イ 自動車による避難の検討</p> <p>各地域において、津波到達時間、避難所までの距離、<u>要配慮者の存在</u>、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。</p> <p>道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮するものとする。</p> <p>ウ 避難誘導を行う者の安全の確保</p> <p>市職員、消防職団員、水防団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられた場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。</p> <p>エ <u>避難行動要支援者等の避難誘導</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>避難行動要支援者の情報把握</u>、共有等</li> </ul>	<p>P 260</p>

修正前	修正後	備考
<p>市は、高齢者や障害者などの<u>災害時要援護者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>具体的には、<u>災害時要援護者名簿</u>を整備し、<u>要援護者一人ひとりの避難誘導計画</u>である避難支援プラン個別計画を作成する等、普段から警察、消防署、自主防災組織や民生委員・児童委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>・<u>災害時要援護者等の避難後の支援</u></p> <p><u>災害時要援護者等</u>が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、災害前から受け入れ施設を確保し、必要に応じて福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。</p> <p>オ 海水浴客等の避難誘導</p> <p>・情報伝達のための対策</p> <p>海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカー等を<u>設置</u>するなど、津波に関する情報を伝達するための対策を図るものとする。</p> <p>・津波防災の広報</p> <p>内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法（避難路・避難所）及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。</p> <p><b>(略)</b></p>	<p>市は、高齢者や障害者などの<u>避難行動要支援者</u>を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>具体的には、<u>避難行動要支援者名簿</u>を整備し、<u>登録者一人ひとりの避難誘導計画</u>である避難支援プラン個別計画を作成する等、普段から警察、消防署、自主防災組織や民生委員・児童委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>・<u>避難行動要支援者等の避難後の支援</u></p> <p><u>避難行動要支援者等</u>が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、災害前から受け入れ施設を確保し、必要に応じて<u>社会福祉施設等</u>への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。</p> <p>オ 海水浴客等の避難誘導</p> <p>・情報伝達のための対策</p> <p>海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカーや<u>携帯電話の緊急速報メール</u>を利用するなど、津波に関する情報を<u>多様な手段で確実に</u>伝達するための対策を図るものとする。</p> <p>・津波防災の広報</p> <p>内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法（避難路・避難所）及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。</p> <p><b>(略)</b></p>	<p>P261</p>

【改称等語句整理件数一覧】

- 災害時要援護者 → 要配慮者または避難行動要支援者（156箇所）
- ひたちなか東・西警察署 → ひたちなか警察署（9箇所）
- 茨城県沿岸流出油等災害対策協議会 → 茨城県沿岸排出油等防除協議会（3箇所）
- ひたちなか農業協同組合 → 常陸農業協同組合（1箇所）

- 公民館 → コミュニティセンター（14箇所）
- ひたちなか東・西地区交通安全協会 → ひたちなか地区交通安全協会（1箇所）
- 流出油 → 排出油（20箇所）